

つるの里デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 ソエル株式会社が開設するつるの里デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業(以下「通所介護事業」という。)及び指定第1号通所事業(現行の通所介護相当サービス)(以下「第一号通所事業」という。)の2事業(以下「通所介護事業」という。)並びに基準該当生活介護事業(以下「生活介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、障害者に対し、適正な通所介護事業等及び生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所の第1号通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業所の生活介護事業は、その利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護、創作的活動等の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、自らその提供する通所介護事業等及び生活介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------------|
| 一 名 称 | つるの里デイサービスセンター |
| 二 所在地 | 赤磐市桜が丘西9丁目17-17 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------|------|
| 一 管理者 | 1人以上 |
|-------|------|
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1人以上

看護職員 1人以上

介護職員 5人以上

機能訓練指導員 1人以上

調理員 1人以上

生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員及び調理員は、通所介護事業等及び生活介護事業の提供に当たる。

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

一 営業日：月曜日から日曜日及び祝日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間：8時00分から17時30分までとする。

三 サービス提供時間：9時00分から16時10分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は35名とする。

(通所介護事業等及び生活介護事業の内容)

第7条 通所介護事業等及び生活介護事業の内容は次のとおりとする。

(1) 生活相談・助言等

(2) 健康状態のチェック、その他必要な看護

(3) 入浴介助

(4) 移乗・移動、排泄等、日常生活動作能力に応じた支援及び介護

(5) 機能訓練、その他心身の活性化を図るためのサービス

(6) 食事の提供

(7) 送迎

(8) 関係機関との連絡調整その他便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、事業を実施する自治体の定める額とし、当該第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、事業を実施する自治体の定める額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 生活介護事業を提供した場合の利用料の額は、事業を実施する自治体の定める障害福祉サービス等報酬の額とし、当該生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、利用者負担上限額を超えた分の利用料については、利用者負担額を0円とする。

(衛生管理)

第13条 事業所は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（対象を常勤職員とし、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情処理)

第14条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置する等、必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておくものとする。

2 事業所は、従業者が退職後においても業務上知り得た利用者等の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（対象を常勤職員とし、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する事項)

第17条 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有する

3 前各項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費おやつ代として、1日あたり700円（生活介護事業の食事提供体制加算該当者は400円、非該当者は700円）

(2) おむつ代として、その実費

(3) その他通所介護事業等及び生活介護事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

5 利用者の都合で予定していたサービスを中止する場合は、次のキャンセル料が発生する。

(1) ご利用日当日の午前8時までには連絡がなかった場合は、その実費。（食費やおやつ代として、1日あたり700円）

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、赤磐市、和気町、岡山市東区の区域とする。

第一号通所事業についても同様の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、通所介護事業等及び生活介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項留意するものとする。

(1) 他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。

(2) 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。

(3) その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は通所介護事業等及び生活介護事業の提供中に利用者の体調や容態に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業者は、利用者に対する通所介護事業等及び生活介護事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に賠償すべき損害が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するものとする。

2 事業所は、防火管理者を定め、非常災害に際して必要な具体的計画の策定するとともに、計画に基づき、毎年3月及び9月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

1 採用時研修 採用後6ヶ月以内

2 継続研修 年1回

3 事業所は、適切な通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、この事業を行うため従業員、施設設備、備品、会計その他に係る諸記録を整備するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律をはじめ、これらの法律に基づく政令及び岡山県条例に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。